

京都市交通局管理規程第7号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月25日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第1第2号中

「

快速6	四条大宮，二条駅前，佛教大学前
快速9	西賀茂車庫前，神光院前，大宮総門口町，大宮田尻町，上賀茂御菌橋，加茂川中学前，下岸町，上堀川，東高縄町，下鳥田町，北大路堀川，堀川寺ノ内，堀川今出川，堀川中立売，堀川丸太町，堀川御池，四条堀川，堀川五条，七条堀川，京都駅前

」

を

「

快速6	四条大宮，二条駅前，佛教大学前
-----	-----------------

」

に改め，同表第3号中

「

65	岩倉操車場前～四 条 烏 丸	上終町京都造形芸大前，田中大久保町，熊野神社前，烏丸丸太町
----	----------------	-------------------------------

」

を

「

65	岩倉操車場前～四 条 烏 丸	松ヶ崎海尻町，高木町，高野，熊野神社前，烏丸丸太町
----	----------------	---------------------------

」

に改める。

二 条 駅 西 口	四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	260
										220	260
	四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	240
										220	240
	四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220
										220	220
	四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220
										220	220
	四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220
										220	220
	四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220
										220	220
四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220	
									220	220	
四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220	
									220	220	
四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220	
									220	220	
四 条 大 宮	西 院 町	京 都 大 前	上 野 橋	上 西 町	上 西 口	公 園 前	(川 西 ノ 口 駅 前)	駅 東 口	220	220	
									220	220	

別表第2第33号を次のように改める。

(33) 西6号系統

中	前	ノ	宮	駅 西 口	160	180
					160	180
	前	ノ	宮	駅 西 口	160	230
					160	230

の規程，平成23年3月2日 施行する。

(交通局企 総 部企)

(交通局自動車部運)